

別表第二・第三 (略)

大熊インターチェンジ、常磐双葉インターチェンジ、浪江インターチェンジ、南相馬インターチェンジ、相馬インターチェンジ、新地インターチェンジ及び山元インターチェンジ

附則

この告示は令和二年三月七日から施行する。

国土交通省告示第二百四十九号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百十一条第一項の規定に基づき、主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件

建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。

一 次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 床面積が三十平方メートル以内の居室(寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下同じ。)であること。

ロ 避難階の居室で、当該居室の各部分から当該階における屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下のものであること。

ハ 避難階の直上階又は直下階の居室で、当該居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が二十メートル以下のものであること。

二 令第百十條の五に規定する基準に従って警報設備(自動火災報知設備に限る。)を設けた建築物の居室であること。

附則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第百八十一号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

国土交通省告示第二百五十号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百十二条第八項ただし書の規定に基づき、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件

第一 この告示は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する建築物の部分(以下「特定用途部分」という。)を次に掲げる用途に供する場合であつて、特定用途部分と特定用途部分に接する部分(特定用途部分の存する階にあるものを除く。)とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、特定用途部分に接する部分(特定用途部分の存する階にあるものに限る。第二項において同じ。)を別表第一(欄)項に掲げる用途又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)若しくは児童福祉施設等(建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十五条の三第一号に規定するものをいう。以下同じ。)(通所のみにより利用されるものを除く。)の用途に供しない場合について適用する。

一 ホテル

二 旅館

三 児童福祉施設等(通所のみにより利用されるものに限る。)

別表第二・第三 (略)

大熊インターチェンジ、浪江インターチェンジ、南相馬インターチェンジ、相馬インターチェンジ、新地インターチェンジ及び山元インターチェンジ

四 飲食店

五 物品販売業を営む店舗

第二 令第百十二条第八項ただし書に規定する警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準は、特定用途部分及び特定用途部分に接する部分に令第百十條の五に規定する構造方法を用いる警報設備(自動火災報知設備に限る。)を同条に規定する設置方法により設けることとする。

附則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第百八十一号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

国土交通省告示第二百五十一号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百二十八条の五第七項の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分(以下「特定用途部分」という。)を別表第一(欄)項に掲げる用途又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)若しくは児童福祉施設等(令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等(令第百二十五条の三第一号)に規定する居室、令第百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。)とする。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分(以下「特定用途部分」という。)を別表第一(欄)項に掲げる用途又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

附則

建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十八条の五第七項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分(以下「特定用途部分」という。)

第一 この告示は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当するもの(第一号又は第二号に該当するものにあつては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)別表第一(欄)項に掲げる用途又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。))若しくは児童福祉施設等(令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等(令第百二十五条の三第一号)に規定する居室、令第百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。)とする。

一 次のイ及びロに掲げる基準に適合する居室(当該居室以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備(当該居室にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、令第百十二条第二項に規定する十分間防火設備)で同条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。)

イ 床面積が百平方メートル以内であること。

ロ 天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の高さが三メートル以上であること。

二 次のイ及びロに掲げる基準に適合する建築物の部分(避難階又は避難階の直上階にある部分であつて、令第百十條の五に規定する基準に従って警報設備(自動火災報知設備に限る。)を設けた建築物の部分であり、かつ、屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいい、当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。))その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口を設けたものに限る。)

イ 延べ面積が五百平方メートル以内の建築物の部分であること。

ロ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを(以下「スプリンクラー設備等」という。)を設けていること。